

公園遊具の現状と対応について

市が管理する公園が増加する一方で、老朽化により公園遊具の劣化損傷が進みつつある状況を踏まえ、持続的に公園利用者の安全確保を図るため、計画的に修繕・更新を進める。

1 現状

現在、公園課で管理している 753 公園・児童遊園地（以下「公園等」という。）のうち 495 の公園等に遊具が設置されている。

これらの遊具のうち、標準使用期間（木製 10 年、鋼製 15 年）を超えた遊具は 772 基（不明含む。）と、全体（1,462 基。未更新遊具含む。）の約半数（52.8%）を占めている。

これら標準使用期間を超えた遊具のうち、補修および更新できず、使用禁止とした遊具が 17 基、以前から撤去されて未更新となっている遊具が 64 基あり、地域住民から早急な更新を要望されている。

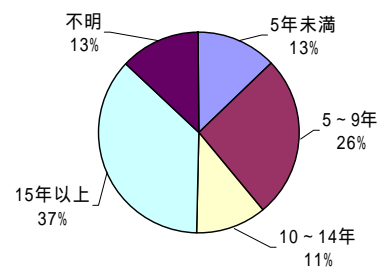
しかしながら、公園施設の維持管理費関係予算は年々減少（ピーク時（H11）と比べ 43.4%減）してきており、経費の削減に努めているものの、更新が進んでいない状況にある。

その一方で、昨年 8 月に国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」が改訂され、標準使用期間経過後は更新などの具体的な対応を早急に検討する必要があることが明示されるなど、従来と比べ維持管理水準が高く設定されたところである。

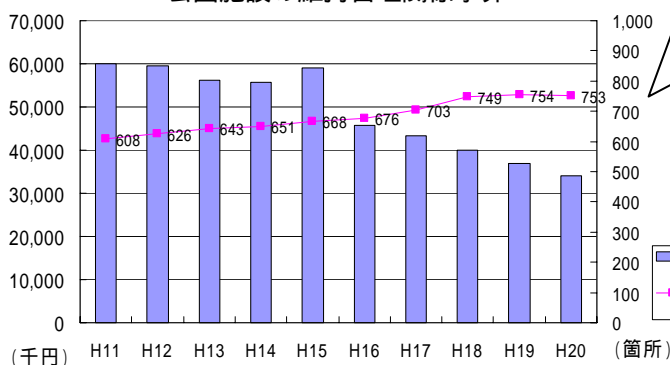
公園課が管理する遊具の状況

種別	標準使用期間の経過年					合計	公園数
	H20以前			H21～H25	H26以降		
	供用中	使用禁止	撤去済				
都市公園	208	12	33	105	197	555	159
児童遊園地等	483	5	31	177	211	907	336
合計	691	17	64	282	408	1,462	495
	772			690			

遊具使用期間別集計表



公園施設の維持管理関係予算



公園施設の維持管理関係予算は 4 割減
 公園数は 2 割増

1 公園当たりの
 公園施設の維持管理関係予算は 5 割減

2 国の平成 20 年度第 2 次補正への対応について（平成 21 年 2 月定例会補正予算）

国土交通省は、全国的に老朽化した遊具に起因する子供の事故が後を絶たない一方、自治体の財政難により遊具等の更新が進まない状況にあることから、都市公園の老朽化した施設の更新費用について、その 1/2 を補助する「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を平成 21 年度に創設する予定である。

国の平成 20 年度第 2 次補正は、都市公園バリアフリー化緊急支援事業の拡充を伴う補正予算であるが、その拡充内容は、先述の「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を実質的に先取りするものとなったことから、当初、同事業の活用を前提に 5 ヶ年で整備を予定していた 143 公園 338 基のうち、標準使用期間を経過した飯島第二街区公園ほか 47 公園 105 基の遊具の更新を前倒し、公園利用者の安全確保を図ろうとするものである。

3 今後の対応（平成 21 年度当初予算以降）

公園施設の中でも特に安全確保が求められている遊具について、2 に加え、以下の 4 つの事業で構成される「公園遊具施設長寿命化等整備事業」により、新指針に対応しつつ遊具の更新または長寿命化を図る。

（1）公園施設長寿命化計画策定事業

遊具、ベンチ、四阿などの公園施設の安全性を確保するため、「公園施設長寿命化計画」を策定する。

（2）都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

（1）の公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を活用して、標準使用期間を経過した遊具の更新を進める（予定）。

（3）地域介護・福祉空間推進交付金による介護予防遊具の設置

（1）の公園施設長寿命化計画に基づき、地域介護・福祉空間推進交付金を活用して、老朽化により撤去された遊具の代替施設として、子供も利用できる介護予防遊具を設置する。

（4）遊具施設延命化予防修繕事業

（1）の公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の塗装処理および支柱地際の防蝕処理等の予防修繕を実施し、遊具の長寿命化を図る。

介護予防遊具の例



フィットネス鉄棒



フィットネススライダー

公園施設の予防修繕の例



塗装処理



地際の防蝕処理